

西宮市営住宅集会所管理支援制度適用に関する事務処理試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市及び西宮市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が西宮市営住宅集会所管理支援制度（以下、「支援制度」という。）を適用して、市営住宅集会所を管理するために必要な事務処理を定めるものとする。

(対象集会所)

第2条 支援制度の対象となる集会所は、西宮市営住宅施行規則第3条に規定され、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入居者等で構成される集会所管理運営委員会等（以下、「委員会等」という。）による集会所の自主的な管理運営が困難等の理由により支援制度の適用を希望する集会所
- (2) 市営住宅建替事業により新たに整備される住宅の集会所において、入居開始当初からの集会所の自主的な管理運営が困難と予想される等、支援制度を適用する特別の事情がある場合
- (3) 集会所管理者が不在等の事情によりすでに休所している集会所で、入居者若しくは近隣住民等からの要望等により支援制度を適用することが適当と認められる場合

(事務手続)

第3条 支援制度の適用にあたり、次の各項の手続きを行うこととする。

- 2 第2条第1号の集会所については、委員会等は、指定管理者と協議のうえ、毎年度10月末までに当該委員会等を構成する住宅の入居者において、総会等（書面決議可）を開催し、入居戸数の過半数の決議を得なければならない。決議を得た場合、委員会等は、次の各号に定める書類を添付し市に申請（様式第1号）を行い、市は審査後予算の状況に応じて決定通知を行う。
 - (1) 総会議案書
 - (2) 総会議事録
 - (3) 採決結果（出席者名簿、委任状等）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 3 第2条第2号の集会所については、当該住宅の入居案内時に入居開始当初から支援制度を適用することを入居予定者等に説明するものとする。
- 4 第2条第3号の集会所については、支援制度を適用することについて、適用開始日前に周知するものとする。
- 5 支援制度を適用するにあたり当該集会所の鍵の取替等、必要に応じて指定管理者による運営に関する措置を講じる。
- 6 指定管理者は、第2項に規定する総会等を委員会等が開催するにあたりその補佐を行い、必要に応じて市と協議等を行うこと。

(集会所の管理運営)

第4条 西宮市営住宅条例第57条の定めのほか、支援制度で行う集会所の管理運営業務は、次の各

号に定めるものとする。

- (1) 集会所使用許可申請の受付に関する事
- (2) 集会所予約状況の管理に関する事
- (3) 集会所使用料の徴収に関する事
- (4) 集会所の鍵の開閉に関する事
- (5) 集会所の光熱水費の支払いに関する事
- (6) 清掃等の日常管理に関する事
- (7) 集会所の物品管理に関する事
- (8) 集会所の適正使用についての監理に関する事
- (9) 集会所使用についての苦情・要望等に関する事

(使用料の算定)

第5条 集会所の使用料は西宮市使用料指針を参考に市が算定する。

2 使用料は3年を目処に見直しを行い、必要に応じて料金改定を行うものとする。ただし、社会経済情勢に著しい変化があった場合は随時見直しを行う。

3 前項の規定により料金改定を行う場合、改定前にその内容を周知する。

付則

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

西宮市長 様

〇〇集会所管理運営委員会

代表 〇〇〇〇

集会所の管理運営について（申請）

〇〇集会所について、下記の通り西宮市営住宅集会所管理支援制度の適用を申請する。なお、申請にあたっては、関係する条例、規則及び要綱等を遵守する。

記

1 申請理由

〇〇集会所の自主管理の継続が困難等の理由により、西宮市による集会所の管理を希望するため。

2 申請にあたっての要件

〇〇住宅における入居戸数〇戸の過半数（〇戸）以上の決議（詳細は、採決結果参照）

3 添付資料

(1) 総会議案書

(2) 総会議事録

(3) 採決結果（出席者名簿、委任状等）

(4) その他市長が必要と認めるもの

以上

【書面決議用 署名様式】

番号	氏名	住所	
		号棟	部屋番号
1		西宮市	
2		西宮市	
3		西宮市	
4		西宮市	
5		西宮市	
6		西宮市	
7		西宮市	
8		西宮市	
9		西宮市	
10		西宮市	
11		西宮市	
12		西宮市	
13		西宮市	
14		西宮市	
15		西宮市	
16		西宮市	
17		西宮市	
18		西宮市	
19		西宮市	
20		西宮市	